法テラス白書（令和７年度版）の発刊に寄せて

日本司法支援センター（法テラス）は、「あまねく全国において、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会を実現すること」を目指し、平成18年４月10日、総合法律支援法に基づき設立され、本年、20周年を迎えました。令和８年２月24日に開催した20周年記念式典においては、常勤弁護士がこれまでに切り開いてきた活動の報告を行い、常勤職員が法テラスのビジョン策定状況の報告を行いました。また、法テラスの歴代理事長などから、法テラスの使命が今後ますます重要になる旨のご指摘と、法テラスがその役割を果たすべくさらに充実した活動をすることを期待する旨のお言葉をいただいております。

法テラスは、設立以来、情報提供、民事法律扶助、国選弁護等関連、犯罪被害者支援、司法過疎対策といった基幹業務、及び日本弁護士連合会等からの受託業務の円滑な遂行に努めてまいりました。この20年間で、法テラスの業務は拡大・多様化し、震災・豪雨などの大規模自然災害の被災者、認知能力が十分でないために自己の権利の実現が容易でない高齢者・障がい者、霊感商法等の被害者、DV・ストーカー・児童虐待の被害者、ひとり親家庭、在留外国人などそれぞれの対象者に応じたきめ細かい支援を行ってきました。

法テラスでは、このような方々の権利擁護のため、地方公共団体、福祉機関などと連携しながら、自ら法的援助を求めることが難しい方々の下に出向くなど積極的に働きかけを行い、その方々が抱える様々な問題の総合的解決を図る取組（司法ソーシャルワーク）を行うとともに、令和７年度は、犯罪被害、ひとり親家庭、闇バイト、霊感商法等をテーマに、関係機関と連携したワンストップ相談会を開催する活動を各地で展開しました。

令和８年１月13日からは、犯罪被害者等法律援助業務（犯罪被害者等支援弁護士制度）を新たな業務として開始しました。同業務は、殺人、不同意性交などの犯罪の被害者の方が、一度の利用申込みで刑事・民事・行政そのほかの手続について、同じ弁護士による支援を原則として無料で受けることができるなど、被害者の負担を軽減し、支援する業務です。令和７年度は、年度内の運用開始に向けて、関係機関・団体等と連携を図りつつ、人的・物的体制の整備や担い手となる弁護士の確保、制度の周知・広報等の必要な準備を進めました。今後は、事件数の動向、運用状況などを見守りつつ、同業務が、犯罪被害者等に寄り添った充実したものとなるよう同業務の円滑な遂行に努めてまいります。

法テラスの令和７年度の利用件数は増加傾向にあり、特に、チャットボットを含む情報提供、国選弁護事件、犯罪被害者支援ダイヤルへの問合せなどにおいて、増加が目立っています。近年、厳しい国の財政状況の下、法テラスの財政運営も厳しく、また、職員の確保にも困難はありますが、「すべての人と司法を結ぶ架け橋」との理念のもと、さらなる司法アクセスの充実を目指してまいります。

20周年を迎えた本年は、これまでの20年を振り返り、法テラスの使命及び役割を果たすために、今後の社会情勢の変化にも対応できる組織基盤の強化に取り組みたいと考えています。取組の１つとして、すべての職員を対象としたアンケートを基に、「法テラスビジョン2035」を策定し、これまでの歩みを振り返り、次の10年を見据え、取り組むべき課題や目指す姿を確認しました。

このたび、令和７年度（令和７年４月１日～令和８年３月31日）の業務の概況をまとめた「法テラス白書（令和７年度版）」を発刊しました。この白書により、法テラスの事業と活動につき、皆様にご理解いただき、一層のご支援、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

令和８年10月
日本司法支援センター
理事長　白　石　史　子